

# 国立大学法人東京外国語大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員給与規程の役員に対する期末特別手当の支給の条において、国立大学法人評価委員会等が行う業績評価の結果を勘案して、その者の職務実績に応じて学長が定めることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	{ 国家公務員の給与改定に準拠し、平成19年4月より、地域手当を11%から12%に改定した。 }		
理事		{ 法人の長に同じ }	
理事(非常勤)			{ 改定なし }
監事		{ 該当なし }	
監事(非常勤)			

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長A	千円 8,680	千円 5,325	千円 2,716	千円 639 (地域手当)		8月31日	
法人の長B	千円 10,565	千円 6,958	千円 2,772	千円 835 (地域手当)	9月1日		
理事A	千円 6,921	千円 4,200	千円 2,142	千円 504 (地域手当) 75 (通勤手当)		8月31日	
理事B	千円 8,492	千円 5,488	千円 2,187	千円 659 (地域手当) 158 (通勤手当)	9月1日		
理事C	千円 15,371	千円 9,688	千円 4,329	千円 1,163 (地域手当) 191 (通勤手当)			
理事D (非常勤)	千円 2,500	千円 2,500	千円	千円 ( )		8月31日	
理事E (非常勤)	千円 3,500	千円 3,500	千円	千円 ( )	9月1日		
監事	千円	千円	千円	千円 ( )			
監事A (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円	千円 ( )			
監事B (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円	千円 ( )			

注:地域手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給される給与である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長A	5,094	3 5	H19.8.31	—	経営協議会において、大学への貢献度及び業務実績等を総合的に勘案し審議した結果、退職手当の増減を行わないことと決定した。	
法人の長B					該当者なし	
理事A					該当者なし (役員から引き続き職員となったため不支給)	
理事B					該当者なし	
理事C					該当者なし	
理事D (非常勤)					該当者なし	
理事E (非常勤)					該当者なし	
監事					該当者なし	
監事A (非常勤)					該当者なし	
監事B (非常勤)					該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

学内で年度当初に決定された予算の範囲内で運用。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める職種に応じた俸給表を参考とし、給与法改正に準拠し、また、人件費予算の範囲内で決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績や本学に対する貢献度、教育、研究、社会貢献等への功績を総合的に評価し職員の昇給、昇格、降格及び6月期と12月期の勤勉手当の増額、減額を行っている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の基準日のそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び前年の人事評価を考慮し、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	1月1日に、同日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて決定する。昇給させるか否か及び昇給させる場合の号数は、前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を3号(事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその級が7級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、2号)とすることを標準として、本学が定める基準に従い決定するものとする。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ法人が定める一定の経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

#### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与改定に準拠して、以下の改正を行った。(平成19年4月実施分)
  - 初任給を中心に若手層に限定した基本給月額を引き上げた。(中高年齢層については据え置きとし、基本給表全体の水準としては月額を平均0.1%引き上げ。)
  - 子等に係る扶養手当の支給月額を人数にかかわらずすべて同額とするとともに、月額を500円引き上げた。
  - 地域手当を11%から12%とした。
  - 管理職手当を定率制から定額制とした。
  - 勤勉手当の支給総額を0.05月分引き上げた。
- 大学経営面での機能強化の観点から、以下の改正を行った。(平成20年2月実施分)
  - 副学長専任職の新設にともない指定職基本給を新設した。また、指定職基本給表適用者に対して期末特別手当を新設するとともに、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当の不支給及び超過勤務手当、入試手当を支給対象外とした。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	283	48.1	9,056	6,462	192	2,594
事務・技術	81	42.2	6,263	4,578	202	1,685
教育職種 (大学教員)	201	50.6	10,198	7,231	186	2,967
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
その他の医療職種 (看護師)	該当者なし					

在外職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
該当者なし						

任期付職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	13	47.1	8,670	6,193	154	2,477
	事務・技術	該当者なし				
	教育職種 (大学教員)	該当者なし				
	医療職種 (病院医師)	該当者なし				
	医療職種 (病院看護師)	該当者なし				
教育職種 (外国人教師等)	13	47.1	8,670	6,193	154	2,477

再任用職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	該当者なし					
	事務・技術					
	教育職種 (大学教員)					
	医療職種 (病院医師)					
医療職種 (病院看護師)						

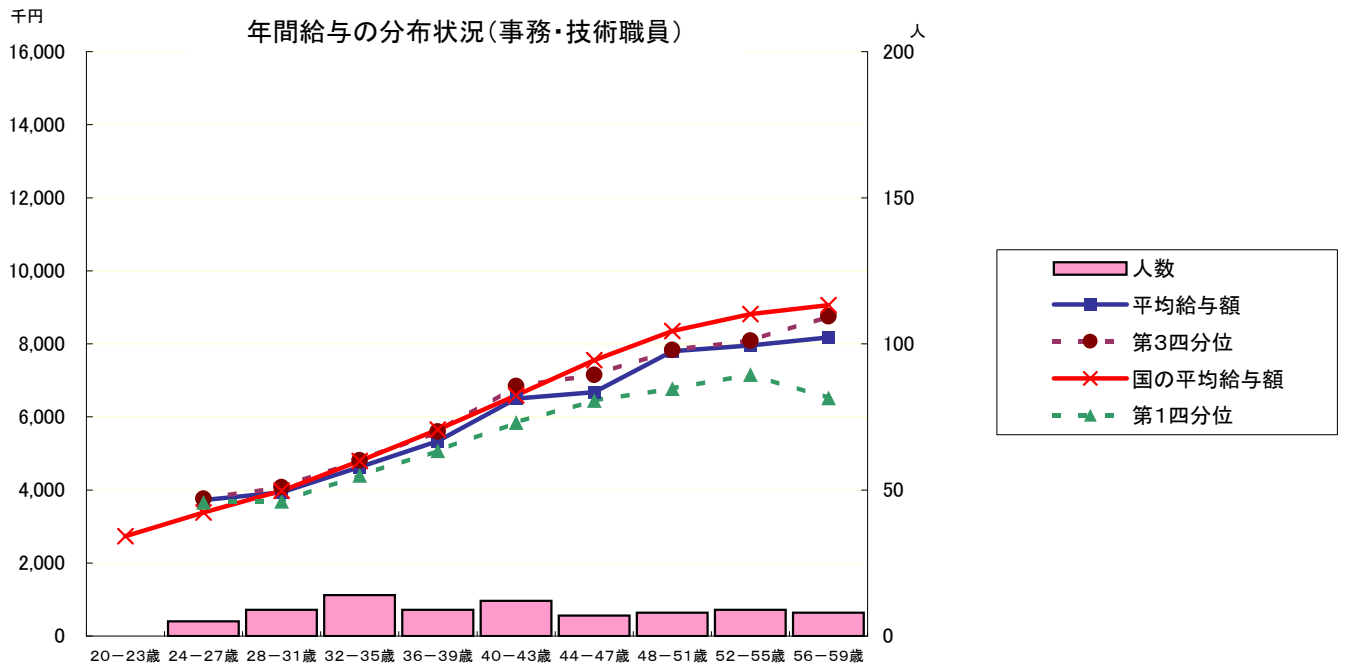
非常勤職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	1					
	事務・技術	該当者なし				
	教育職種 (大学教員)	1				
	医療職種 (病院医師)	該当者なし				
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:常勤職員の技能・労務職については、自動車運転手を示す。

注:常勤職員の技能・労務職及び非常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



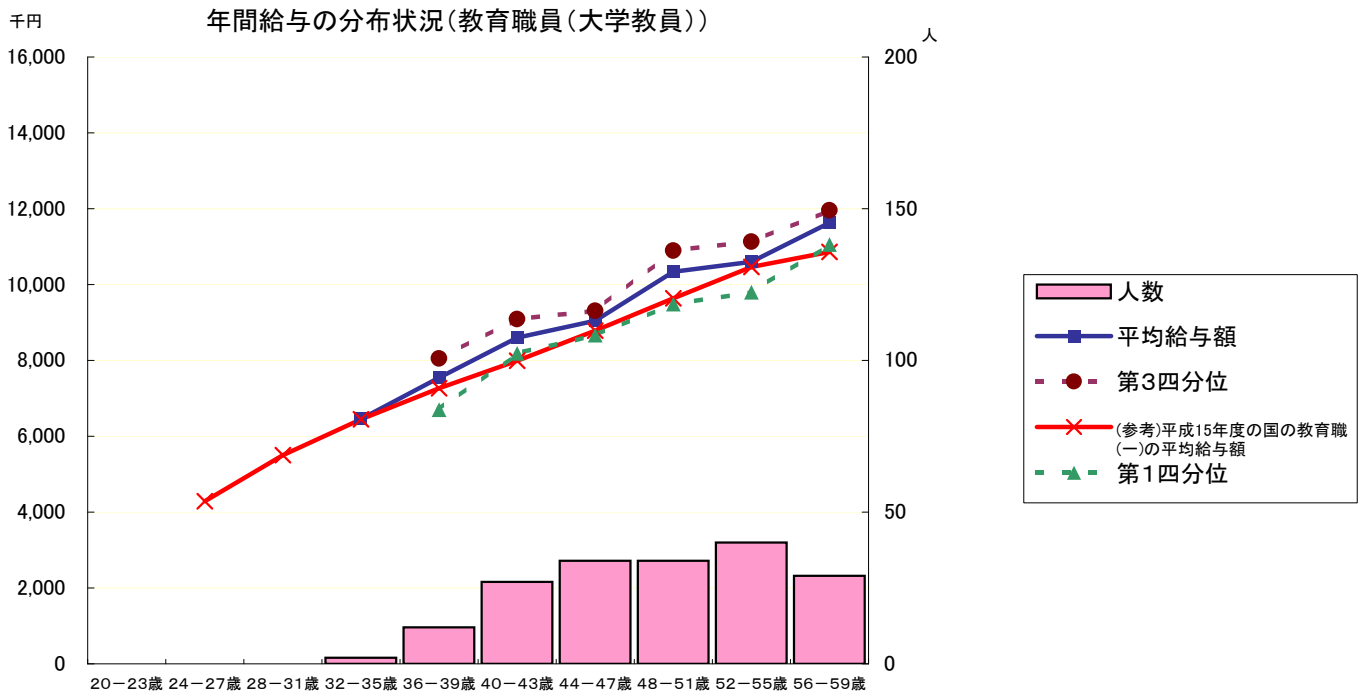
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	2	55.0	—	—	—
課長	6	52.3	8,750	9,223	9,975
課長補佐	11	48.7	6,808	7,332	7,867
係長	33	44.6	5,371	6,208	7,046
主任	10	40.9	4,505	5,241	6,262
係員	19	30.2	3,691	4,033	4,252

注:「課長補佐」には、「図書館専門員」及び「専門員」を含み、「係長」には、「専門職員」を含む。

注:部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。



注:年齢32～35歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	114	54.6	10,325	11,048	11,720
准教授	81	45.7	8,350	8,779	9,241
講師	4	43.0	—	7,459	—
助教	2	35.0	—	—	—

注:講師の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注:助教の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	81	7 ( 8.6%)	18 ( 22.2%)	33 ( 40.7%)	11 ( 13.6%)	5 ( 6.2%)
年齢(最高～最低)		29 } 25	35 } 27	59 } 35	55 } 41	57 } 41
所定内給与と年額(最高～最低)		2,875 } 2,547	3,503 } 2,744	5,467 } 3,277	5,775 } 4,583	5,898 } 5,509
年間給与額(最高～最低)		3,840 } 3,492	4,823 } 3,755	7,523 } 4,619	8,089 } 6,429	8,154 } 7,866

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		5 ( 6.2%)	2 ( 2.5%)	0 ( %)	0 ( %)	0 ( %)
年齢(最高～最低)		58 } 51	} 58 } 51	}	}	}
所定内給与と年額(最高～最低)		7,229 } 6,425	}	}	}	}
年間給与額(最高～最低)		9,983 } 8,750	}	}	}	}

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	201	該当なし ( %)	2 ( 1.0%)	4 ( 2.0%)	81 ( 40.3%)	114 ( 56.7%)
年齢(最高～最低)		}	}	53 } 37	60 } 34	62 } 43
所定内給与と年額(最高～最低)		}	}	6,291 } 4,561	7,178 } 4,804	9,699 } 6,353
年間給与額(最高～最低)		}	}	8,736 } 6,423	10,016 } 6,704	13,612 } 8,956

注:2級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 給与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.8	% 63.1	% 62.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.2	% 36.9	% 37.5
	最高～最低	% 45.4～33.6	% 43.2～32.2	% 44.3～32.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 66.9	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.8	% 33.1	% 33.9
	最高～最低	% 38.3～32.0	% 36.7～29.5	% 37.5～31.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 66.3	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 33.7	% 34.4
	最高～最低	% 45.4～32.5	% 43.1～31.3	% 44.2～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.2	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.8	% 33.5
	最高～最低	% 38.2～32.1	% 36.7～30.5	% 37.4～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

94.2

対他の国立大学法人等

107.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

105.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 94.2	
	参考	地域勘案 93.4 学歴勘案 93.5 地域・学歴勘案 93.0
給与水準の適切性の 検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 57% (国からの財政支出額 3,463,023,000円、支出予算の総額 6,034,194,000円：平成19年度予算)	
	<b>【検証結果】</b> 支出予算の総額に占める国の財政支出の割合が50%以上であるが、対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスバイレス指数)が100未満であり、給与水準は適正な状態である。	
講ずる措置	<b>【累積欠損額について】</b> 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
	<b>【検証結果】</b> 累積欠損額は0円であり、給与水準は適正な状態である。	
講ずる措置	引き続き人事院勧告に準拠した給与制度を推進しながら給与水準の適正化を行い、総人件費の抑制を図っていくとともに、適正な財政支出に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))

104.8

注:教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,044,093	千円 2,952,715	千円 (%) 91,378 ( 3.1 )	千円 (%) △ 29,888 ( △1.0 )
退職手当支給額 (B)	千円 379,780	千円 54,369	千円 (%) 325,411 ( 598.5 )	千円 (%) 118,989 ( 45.6 )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 704,343	千円 735,440	千円 (%) △ 31,097 ( △4.2 )	千円 (%) 95,626 ( 15.7 )
福利厚生費 (D)	千円 396,426	千円 406,397	千円 (%) △ 9,971 ( △2.5 )	千円 (%) △ 12,485 ( △3.1 )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,524,642	千円 4,148,921	千円 (%) 375,721 ( 9.1 )	千円 (%) 172,242 ( 4.0 )

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「11 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① i) 給与、報酬等支給総額が対前年度比3.1%増となった要因
- ・給与法改正準拠に伴う給与改定及び在職職員の昇給等に伴う給与負担が増加した。
- ii) 最広義人件費が対前年度比9.1%増となった要因
- ・競争的資金等による任期付職員の雇用が増加した。
  - ・前年度は教員の定年延長により退職手当支給額が大幅に減少したが、今年度はその影響で定年退職者が増加したことにより、退職手当支給額が大幅に増加した。
- ② 人件費削減の取組に関する事項
- i) 中期目標:「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- ii) 中期計画:総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,328,774	2,952,715	3,044,093
人件費削減率 (%)		△ 11.3	△ 8.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 11.3	△ 9.3

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし